

議案第116号

平成20年度川崎市水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成20年度川崎市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成20年度川崎市水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為の限度額を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
施設再構築事業 関連経費	平成21年度から 平成22年度まで	793,905千円	平成21年度から 平成22年度まで	1,275,905千円

平成20年9月4日提出

川崎市長 阿部孝夫